

**改正**

平成9年6月25日条例第24号

平成10年3月26日条例第6号

平成12年3月30日条例第25号

平成17年3月17日条例第26号

平成19年3月23日条例第7号

平成21年3月18日条例第11号

平成22年6月16日条例第20号

平成25年3月19日条例第13号

平成26年6月25日条例第15号

水俣市子ども医療費の助成に関する条例

水俣市乳児医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、子どもの医療費を助成することにより、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と子育て支援を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての者をいう。
- （2）社会保険各法 次に掲げる法律をいう。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
  - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
  - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
  - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
  - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
  - カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （3）医療費 社会保険各法に規定する療養に要した費用をいう。
- （4）一部負担金 医療費から社会保険各法の規定により給付される療養費を控除した額をいう。
- （5）保護者 親権を行う者、後見者その他の者で、子どもを被扶養者としている者をいう。

(助成対象者)

**第3条** 第1条に規定する医療費の助成対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、社会保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、水俣市に住所を有し、入院又は通院による医療を受ける子どもとする。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象としないものとする。ただし、第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する場合で、当該各号に定める法律の規定により医療費の一部負担金があるときは、当該子どもを助成対象者とすることができる。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項に規定する医療の給付を受けているとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療の給付を受けているとき。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条に規定する療育医療及び第21条の5に規定する小児慢性特定疾患研究事業の医療の給付を受けているとき。
- (5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条に規定する養育医療の給付を受けているとき。
- (6) 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知による特定疾患治療研究事業の医療の給付を受けているとき。
- (7) 交通事故による第三者の賠償の対象となっているとき。

(助成の範囲)

**第4条** 第1条に規定する医療費の助成は、子どもの医療に要した一部負担金とする。ただし、社会保険各法に規定する高額療養費及び家族療養付加金等の給付金があるときは、一部負担金からその額を控除した額とする。

(受給資格の認定)

**第5条** 保護者は、受給資格の認定を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、この条例に定める子ども医療費の助成対象者と認定したときは、保護者に受給者証を交付するものとする。

(助成の申請等)

**第6条** 保護者は、第4条の規定による助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、保険医療機関は、保護者に代わり市長に請求することができる。

2 前項の申請及び請求は、保険医療機関において診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日以降においてははすることができない。ただし、養育医療費の自己負担金については、この限りでない。

(受給資格の喪失)

**第7条** 助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 水俣市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(不当利得の返還)

**第8条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けたときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第9条** この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日（以下「適用日」という。）以降の診療に係る医療費から適用する。
- 2 この条例の適用日において、現に旧条例の規定に基づき、医療費の助成を受ける権利を有する者の当該医療費の助成の申請については、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年6月25日条例第24号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 4 改正後の（中略）水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

**附 則**（平成10年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年3月30日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

**附 則**（平成17年3月17日条例第26号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月23日条例第 7 号）

この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成21年 3 月18日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年 6 月16日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水俣市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年 3 月19日条例第13号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 6 月25日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の水俣市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費について適用し、施行日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**改正**

平成13年2月9日規則第8号

平成14年3月6日規則第5号

平成22年6月30日規則第19号の2

平成28年4月1日規則第13号

水俣市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

水俣市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、水俣市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、医療費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（認定申請及び受給資格取得）

**第2条** 条例第5条の規定による受給資格の認定を受けようとする者は、所得の状況を証する書類を添付又は所得の閲覧並びに取得について同意の上、子ども医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 受給資格は、市長が認定した日から取得するものとする。

（登録及び受給者証）

**第3条** 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めた者については、子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付し、不相当と認めた者については、子ども医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（助成の申請）

**第4条** 条例第6条の規定による助成を受けようとするときは、子ども医療費助成金申請書（様式第4号）又は子ども医療費総括請求書（様式第4号の1）を市長に提出しなければならない。

（助成額の決定）

**第5条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ助成額を決定し、申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

**第6条** 受給者は、条例第7条の規定により受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長

に返還しなければならない。

2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給資格変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 加入している社会保険各法に定める保険に変更があったとき。

(2) 住所又は受給者に変更があったとき。

(3) 前2号以外の事項に変更があったとき。

(受給者証の再交付申請)

**第7条** 受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の再交付を受けようとするときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、再交付の旨を記載して受給者証を交付するものとする。

(委任)

**第8条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

#### 附 則（平成13年2月9日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成14年3月6日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成22年6月30日規則第19号の2）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年4月1日規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

	受給者証番号	水市-			
<p>子ども医療費受給者証交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>水俣市長 様</p> <p style="margin-left: 100px;">申請者 (保護者) 〒 -</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 水俣市</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名 ㊦</p> <p style="margin-left: 100px;">電話番号 -</p> <p>下記のとおり子ども医療費受給者証の交付を申請します。                  ※なお、子ども医療費助成に必要な世帯員の所得の閲覧又は取得に同意します。</p>					
保 護 者 に 関 す る 事 項					
生年月日		子どもとの続柄			
連絡先 (勤務先)	Tel ( ) -				
子 ども に 関 す る 事 項					
フリガナ		性別 生年月日			
氏名		男・女 年 月 日生			
加 入 保 険	記号	番号	保険名	被保険者氏名	附加給付の給付基準
			保険者番号		
				資格取得年月日	年 月 日
備 考:					
受給者証交付に関する事項 (※これ以降は記入しないでください)					
有 効 期 限			所 得 証 明		
年 月 日まで			要・不要		

1月1日時点において、水俣市に保護者の住民票があるときは所得証明の添付は不要。

様式第2号 (第3条関係)

子ども医療費受給者証				
受給者証番号		水 市 一		
受給者	住 所	水俣市		
	氏 名			
	保 険 種 別	国 保	保険者名	
社 保		記号・番号		
子 ども	フリガナ 氏 名			性別
				男・女
	生年月日	年	月	日生
有 効 期 限		年	月	日から
		年	月	日まで
発行日	年	月	日	
		水俣市長		印

※ 裏面注意事項を必ずお読みください。

注 意 事 項	
1	この証は、医療費の一部を負担する制度の該当者であることの証です。
2	市内で受診されるときは、この証と保険証と一緒に医療機関へ提出してください。
3	助成金の申請には、支払った領収書とこの証、保険証、印鑑が必要です。なお、口座振込になりますので、振込先の分かるものをお持ちください。
4	助成金の申請期限は、診療を受けた日の翌月初日から1年間です。忘れずに申請してください。
5	加入保険又はこの証に記載してある事項に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。
6	助成対象となる医療費は、社会保険各法に規定する療養に要した費用（いわゆる保険の対象となる医療費）に限られます。また、高額療養費及び家族療養附加金等の給付金があるときは、一部負担金からその額を除いた額を給付します。

様式第3号（第3条関係）



様

水俣市長

子ども医療費受給者証交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました子ども医療費受給者証交付申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

- 1 子ども氏名
- 2 却下理由

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に水俣市に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に水俣市を被告として（訴訟において水俣市を代表する者は、水俣市長となります。）提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

子ども医療費助成金申請書

被保険者証 記号・番号				受給者証 番号	水市一	
保険者名				附加給付 の有無		
保険者番号			保険者 負担割合	割	附加 給付額	円
扶養者 (被保険者)	子ども 氏名				(性別)	男・女 年 月 日生
領 収 書 添 付						
金融機関名				支店名		
口座 種別	普通・当座 その他( )	口座 番号			フリガナ 口座名義人	
<p>上記のとおり領収書を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者(保護者) 住 所</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号 ー</p> <p>水俣市長 様</p>						
助成決定に関する事項 (※これ以降は記入しないでください)						
医療総 点数(A)	点	一部負担 金額(B)	円		附加給付 金額等(C)	円
助成の 停止	条例第7条第 1・2・3号	差引一部負 担金(B-C)	円		助成 決定額	円

様式第4号の1 (第4条関係)

平成 年 月分 子ども医療費総括請求書					
件数		医療総点数		一部負担金額	
件		点		円	
上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 医療機関等の 住所及び名称 代表者名 ㊟ 水 俣 市 長 様					
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名			備 考	
	支店名				
	口座番号	(普・当) No.			
	フリガナ 口座名義人				
平成 年 月分 子ども医療費請求書 (内訳)					
病医院名又は薬局名		区 分 ※該当するものに○			
		入院	外来	調剤	菌科
受診者 (子ども)				医療総点数	一部負担金額
加入保険記号・番号	受給者証番号	氏名	生年月日	(点)	(円)
(計)					

様式第5号 (第6条関係)

子ども医療費受給資格変更届

受給者証 番号	水市一	子ども	氏 名	
			生年月日	年 月 日生
区 分	新		旧	
受 給 者	氏 名			
	住 所			
	被保険者証 記号・番号			
保 険 者	保険者名			
	保険者番号			
	附加給付			
	附加給付額			
変更の理由 (変更日)				
<p>上記のとおり変更したので、関係書類を添えて届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者(保護者) 住 所</p> <p>氏 名</p> <p>水俣市長 様</p>				
備 考：				

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

水俣市長 様

申請者（保護者） 住 所  
氏 名

### 子ども医療費受給者証再交付申請書

このことについて、医療費受給者証を（破損・亡失）したので、再交付くださるよう申請します。

記

受給者証番号

子 ども

氏 名

生年月日

年 月 日生